

# 柏市立手賀西小学校 PTA 会則

## 第一章 名 称

第 1 条 本会は「柏市立手賀西小学校 PTA」といい、事務局を学校におく。

## 第二章 目 的

第 2 条 本会は、次の目的を目指して活動する。

- (1) 家庭、学校及び地域における児童の福祉を増進する。
- (2) 児童の福祉のために、保護者と教師が協力する。
- (3) 児童の教育環境を改善する。
- (4) 保護者、教師が相携えて民主主義の理解を深め、啓発する。
- (5) 教育予算の確保に協力する。
- (6) 会員相互の理解と親睦を図る。

## 第三章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

- (1) 本会は自主、独立のものであって、特定の宗教、宗派、政党に偏ることなく、また管理的な行為は一切行なわない。
- (2) 本会は直接学校の管理や、職員の人事に干渉するものでない。

## 第四章 会 員

第 4 条 本会の会員は、次の通りである。

- (1) 手賀西小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる人。
- (2) 手賀西小学校に勤務する職員。
- (3) 本会は上記(1)(2)に定めた全員が入会するが、退会の申し出があったときには相談の上、退会を認めるものとする。
- (4) 各役員・委員が、PTA 活動において会員または次年度入会予定者の住所氏名等個人情報を使用する際は、本部役員を通して学校へ依頼する。また、個人情報の使用後は、媒体を学校へ返却するものとする。

## 第五章 会 計

- 第5条** 本会の活動に関する経費は、会費、寄付金及びその他による収入によってまかなう。会員が退会したとき、納入済みの会費の返金や、退会後の教育環境援助金等に関しては、相談の上決定する。
- 第6条** 本会の会費は、総会における会員の合意によって決定する。
- 第7条** 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 第8条** 本会の会計は、総会によって認められた予算によって行われる。
- 第9条** 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 機 関

- 第10条** 本会に次の機関をおく。
- (1) 総会
  - (2) 本部役員会
  - (3) 役員会
  - (4) 地区理事会
  - (5) 学年委員会
  - (6) 専門委員会
  - (7) 選考委員会

## 第七章 役員及び委員

- 第11条** 本会の役員及び委員は次の通りとする。
- (1) 会 長 1名 (男女を問わない)
  - (2) 副会長 2～3名 ( " )
  - (3) 書 記 1～2名
  - (4) 会 計 1～2名
  - (5) 地区理事 7名  
(泉・金山1名、柳戸1名、若白毛1名、鷺野谷1名、岩井1名、手賀の杜2名(1丁目・3丁目合併1名、2丁目1名)ただし、役員会の承認を得た場合は、この限りにあらず。)
  - (6) 会計監査 2名
  - (7) クラス役員 1クラス2名
  - (8) 専門委員 (学年委員が兼ねる)
- 第12条** 各役員及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。継続の場合は3年までとする。

## 第八章 役員及び委員の職務

- 第13条** 本会の役員及び委員の職務は、次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代理する。
  - (3) 書記は記録を司る。
  - (4) 会計は会計を司る。
  - (5) 会計監査は会計を監査する。
  - (6) 地区理事は、各地区のPTA活動の職務を司る。
  - (7) 学年委員は、学年に関するPTA活動及び専門委員の職務を司る。
  - (8) 専門委員は、それぞれの専門職務を司る。

## 第九章 総会

- 第14条** 総会は、本会の最高の決議機関である。
- 第15条** 総会の定足数は会員の2分の1以上とし、委任状をもって出席にかえることができる。また、決議は出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第16条** 定期総会は4月に行い、次の事項を審議、決定する。
- (1) 予算及び決算に関すること
  - (2) 活動方針及び事業報告に関すること
  - (3) 役員承認に関すること
  - (4) その他重要事項
- 第17条** 臨時総会は、役員会で必要と認めた場合、会長が召集する。

## 第十章 役員選出

- 第18条** 会長、副会長、書記、会計の選出は、選考委員が行う。
- 第19条** 選考委員の構成は次の通りとする。
- (1) 地区理事 7名（ただし、5世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない。）
- 第20条** 選考委員に、正副委員長を1名おく。
- (1) 正副委員長は、選考委員の互選により定める。
  - (2) 委員長は選考委員会を代表し、会務を統括する。
  - (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職を代理する。
- 第21条** 選考委員会は会長、副会長、書記、会計について候補者を指名し、総会において承認を求める。  
指名された候補者については、事前の同意を求める。
- 第22条** 会計監査の選出については、会長が指名し、総会で承認を求める。

## 第十一章 会議

**第23条** 本会に次の会議を有する。

- (1) 総会
- (2) 本部会議
  - ア. 本部会議は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭とする。
- (3) 役員会
  - ア. 役員会は、本部役員、地区理事、学年委員で構成され、総会に代わる執行機関である。
  - イ. 役員会は、必要に応じ会長が召集する。
- (4) 地区理事会
  - ア. 地区理事会に、理事会及び地区懇談会をおく。
  - イ. 理事会は、各地区の理事で構成し、必要に応じ会長が召集する。
  - ウ. 地区懇談会は、各地区の PTA 活動を円滑に運営するため、必要に応じて各理事が召集し、会議を行う。
- (5) 学年委員会
  - ア. 学年委員会に、委員長を各学年委員の互選により定める。
  - イ. 学年委員会は、各学年の委員で構成し学年に関わる事項の会議を行う。
  - ウ. 学年委員会は、必要に応じて、校長または委員長が召集する。
- (6) 専門委員会
  - ア. 専門委員会に、次の委員会をおく。
    - 1) 環境文化委員会
    - 2) 竹の子委員会
    - 3) 運動会委員会
  - 各専門委員会に、正副委員長を各専門委員の互選により各1名定める。
  - イ. 環境文化委員会は委員長が召集し、研修会、親睦会、家庭教育学級等、文化教養の行事を行う。
  - ウ. 竹の子委員会は委員長が召集し、竹の子まつりの際の PTA 行事を行う。
  - エ. 運動会委員会は委員長が召集し、運動会の実施支援および PTA 種目の企画、実施を行う。

## 第十二章 会則と細則

**第24条** 本会則は、総会の議決によって改正することができる。

**第25条** 慶弔規定は、別に制定する。

**第26条** 本会則は、必要により細則を制定することができる。

## 付 則

- (1) 昭和 46 年 4 月 15 日改正
- (2) 昭和 53 年 4 月 22 日改正
- (3) 昭和 55 年 4 月 10 日改正
- (4) 昭和 56 年 4 月 11 日改正
- (5) 昭和 60 年 4 月 13 日改正
- (6) 昭和 61 年 4 月 19 日改正
- (7) 平成 2 年 4 月 20 日改正 (会費値上げ)
- (8) 平成 4 年 4 月 25 日改正 (学級費及び図書費値上げ)
- (9) 平成 5 年 4 月 24 日改正 (保健衛生費, 実験観察費及び児童会費値上)
- (10) 平成 5 年 4 月 1 日適用
- (11) 平成 11 年 4 月 17 日改正
- (12) 平成 13 年 4 月 21 日改正 (第 11 条 (5) 役員会の承認事項を追加)
- (13) 平成 13 年 12 月 5 日改正 (第 11 条 (2) 副会長の人数 3 名から 2 名に)
  
- (14) 平成 15 年 4 月 18 日規制 (第 11 条 (2) 副会長の人数 2 名から 2~3 名に)  
(第 11 条 (5) 地区理事数を金山 2 名から 1 名に)  
(第 19 条 (1) 選考委員の構成、5 世帯以下の地区は該当しない旨のただし書きを挿入)
- (15) 平成 16 年 4 月 16 日改正 (第 10 条本部役員追加)  
(第 23 条 (2) 三役を本部役員会に)  
(第 23 条 (3) 三役, 書記, 会計を本部役員に)
- (16) 平成 18 年 4 月 21 日改正 (第 19 条 (2) 学級委員を削除)
- (17) 平成 19 年 4 月 20 日改正 (第 11 条 (5) 泉地区理事数を 4 名から 3 名に)
- (18) 平成 20 年 4 月 25 日改正 (第 15 条総会は会員の 2 分の 1 以上とし, 委任状をもって出席にかえることができる)
- (19) 平成 21 年 4 月 24 日改正 (第 11 条 (5) 泉地区理事数を 3 名から 2 名に)  
(第 10 条 (6) 専門委員会を, 環境文化委員会, 広報委員会とする)  
(第 7 条の専門委員会, バザー実行委員会は学年委員がする)  
(第 11 条 (1) 会長は男女を問わないものとする)  
(第 11 条 (2) 副会長は男女を問わないものとする)
- (20) 平成 23 年 4 月 22 日改正 (第 10 条の専門委員会を整理)  
(第 11 条 (3) (4) の人数 2 名を 1~2 名に)  
(第 11 条 (5) 泉地区理事数を 2 名から 1 名に, 岩井地区理事数を 1 名から 2 名に)  
(第 11 条 (7) (8) の委員会を整理)  
(第 23 条 (6) (7) の委員会を整理)
- (21) 平成 24 年 4 月 20 日改正 (第 11 条 (5) 地区理事数を 8 名から 10 名に, 岩井地区理事数を 2 名から 1 名に, 新たに手賀の杜地区を新設し地区理事数を 3 名に)  
(第 11 条 (7) 学年委員を 12 名から 14 名 (1 ク

- ラス2名)に)
- (22) 平成25年4月19日改正 (第19条(1) 選考委員数を10名から4名に)
- (23) 平成26年4月18日改正 (第11条(5) 地区理事数を10名から11名に,  
手賀の杜3丁目を地区理事2名に)  
(第11条(7) 学年委員を14名から12名に)  
(第19条(1) 選考委員数を4名から11名に)
- (24) 平成27年4月17日改正 (第11条(5) 地区理事数を11名から12名に,  
手賀の杜3丁目を地区理事2名から3名に)  
(第11条(7) 学年委員を12名から14名に)  
(第19条(1) 選考委員を11名から12名に, 5  
世帯以下の地区の地区理事はこの限りではない  
旨のただし書きを追加, 金山地区は該当しない)
- (25) 平成28年度4月15日改正 (第11条(5) 地区理事数を12名から11名  
に, 泉・金山地区を合併し, 1名に  
(第11条(7) 学年委員14名(1クラス2名)  
クラス役員1クラス2名に  
(第19条(1) 選考委員を12名から11名)
- (26) 平成29年4月19日改正 (第11条(5) 地区理事数を11名から10名に,  
若白毛2名を1名に)  
(第19条(1) 選考委員を11名から10名に)
- (27) 平成30年4月18日改正 (第11条(5) 手賀の杜2丁目1名を2名に, 3丁  
目3名を2名に)
- (28) 平成31年4月18日改正 (第11条(5) 手賀の杜2丁目2名を1名に)  
(第19条(1) 選考委員を10名から9名に)
- (29) 令和4年4月20日改正 (第11条(5) 手賀の杜3丁目2名を1名に)  
(第19条(1) 選考委員を9名から7名に)  
※手賀の杜1丁目の世帯数が5世帯以下となった  
ことを受け, 手賀の杜1丁目の地区理事は選考  
委員の役を担わないこととなるため, 7名とする。
- (30) 令和5年4月21日改正 (第4条(3), (4)を追加)  
(第5条 会員が退会したとき, 納入済みの会費の  
返金や, 退会後の教育環境援助金等に関しては,  
相談の上決定する。を追加。)  
(第11条(5) 地区理事数を8名から7名に,  
手賀の杜1丁目3丁目地区を合併し, 1名に)  
(第19条(1) 手賀の杜1丁目3丁目地区合併とし,  
選考委員を7名に)